

商業施設等の立地を
お考えのみなさま

商業施設等対象

奨励金

対象事業者

卸売業、小売業、飲食サービス業、医療、福祉の
施設を新たに設置または拡充する事業者

(ただし、風営法第2条に規定する営業に該当するものを除く)

■交付内容

奨励措置	商業施設等立地奨励金	投下固定資産税相当額の 1/2 期間: 5年 度分
	雇用促進奨励金	町内居住者を1年以上雇用した場合、従業員区分ごとに1人につき次に掲げる額を支給(限度額 100万円) ■常用雇用者 30万円 ■準常用雇用者 20万円 (5名まで) ■短時間労働者 10万円 (5名まで)
	埋蔵文化財発掘奨励金	発掘調査に要した費用(限度額 200万円)
	治水対策奨励金	規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1立方メートルあたりに5万円を乗じて得た額(限度額 100万円)
	給水装置設置奨励金	加入金の納付額の 1/2
	環境施設奨励金	太陽光発電施設の設置に要した費用の 1/2 (限度額 100万円)
	緑地保全奨励金	規定する緑地面積を超えたとき、超えた面積1平方メートルあたりに1千円を乗じて得た額(限度額 50万円)

■要件等

指定地域	町内の市街化区域
------	----------

要件	① 新設の場合 敷地面積が100m ² 以上
	② 増設の場合 拡充(延床面積が10%以上増加) 全部建替及び指定地域内に移転(延床面積が増加) ※既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること
	③ 投下固定資産総額が1,000万円以上
	④ 従業員数が1人以上(常時勤務)
	⑤ 周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること
	⑥ 暴力団関係者に該当しないこと

指定地域	町内の市街化調整区域(法令等により事業所の設置が認められる場合に限り)
------	-------------------------------------

要件	① 新設の場合 敷地面積が卸売業、小売業、飲食サービス業は900m ² 以上、医療、福祉は500m ² 以上
	② 増設の場合 拡充(延床面積が10%以上増加) 全部建替及び指定地域内に移転(延床面積が増加) ※既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること
	③ 投下固定資産総額が3,000万円以上
	④ 従業員数が2人以上(常時勤務)
	⑤ 周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること
	⑥ 暴力団関係者に該当しないこと

町内向けの優遇制度もあり、立地しやすい制度を用意しています。お問い合わせください。